

定 款

株式会社ココカラファイン

(平成28年6月28日)

株式会社ココカラファイン

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ココカラファインと称し、英文では、cocokara fine Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理

1. 薬局、薬店の経営
2. 下記物品の製造ならびに販売
 - ① 医薬品、毒物、劇物、動物薬品、工業薬品、化学工業薬品、農業薬品
 - ② 医薬部外品、殺虫剤、医療機器、高度管理医療機器、度量衡器
 - ③ 化粧品、化粧用具、衛生材料、小間物、衛生用品、計量器等
 - ④ 健康器具、ベビー用品、介護用品、福祉用品
 - ⑤ 食品、健康食品、栄養補助食品、乳製品、菓子、飲料水
 - ⑥ 家庭用荒物、日用雑貨、紙類、事務用品、事務用機器、文具、書籍、雑誌
 - ⑦ 家庭用電気製品、大工用品、自動車用品、自転車用品
 - ⑧ 園芸用品、園芸資材、肥料、生花、造花、ペット用品、スポーツ用品
 - ⑨ ゴム製品、ビニール製品、衣料品、家具、寝具、防火器具
 - ⑩ 建築資材、塗料、金物、木材、工具、住宅設備機器、石油機具、ガス器具
 - ⑪ 室内装飾品、美術工芸品、楽器、テープ、コンパクトディスク、玩具、釣具
 - ⑫ 宝石、貴金属、眼鏡、時計、カメラ用品、煙草、喫煙具
3. 酒類、塩類、穀類の加工および販売
4. 切手、収入印紙、情報記録磁気プリントカード、商品券の販売
5. 前記2乃至4の物品および付帯関連する物品のレンタル、通信販売、カタログ販売ならびに斡旋業務
6. 前記2乃至4の物品の輸入および輸出業務
7. 映像、音楽媒体のリース、レンタル業
8. 宅配便、写真現像、白蟻駆除、クリーニング業等の委託取次業務

9. 小売店の経営
10. 按摩、マッサージ、鍼灸等の施術所の経営
11. 美容院および理容店の経営
12. フィットネスクラブの経営
13. 一般旅行業、国内旅行業および旅行代理店業
14. 飲食店の経営
15. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
16. 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介・斡旋、所有、利用および管理業務
17. 店舗内外装工事の業務
18. 介護保険法に基づく下記の事業
 - ① 特定福祉用具販売事業および介護予防特定福祉用具販売事業
 - ② 居宅介護支援事業
 - ③ 訪問介護事業および介護予防訪問介護事業
 - ④ 訪問入浴介護事業および介護予防訪問入浴介護事業
 - ⑤ 通所介護事業および介護予防通所介護事業
 - ⑥ 短期入所生活介護事業および介護予防短期入所生活介護事業
 - ⑦ 福祉用具貸与事業および介護予防福祉用具貸与事業
 - ⑧ 認知症対応型共同生活介護事業および介護予防認知症対応型共同生活介護事業
 - ⑨ 特定施設入居者生活介護事業および介護予防特定施設入居者生活介護事業
 - ⑩ 訪問看護事業および介護予防訪問看護事業
 - ⑪ 居宅療養管理指導事業および介護予防居宅療養管理指導事業
 - ⑫ 夜間対応型訪問介護事業
 - ⑬ 認知症対応型通所介護事業および介護予防認知症対応型通所介護事業
 - ⑭ 小規模多機能型居宅介護事業および介護予防小規模多機能型居宅介護事業
 - ⑮ 介護予防支援事業
 - ⑯ 居宅介護住宅改修事業および介護予防住宅改修事業
 - ⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業
19. 障害者総合支援法に基づく下記の事業
 - ① 障害者福祉サービス事業
 - ② 相談支援事業

③ 地域生活支援事業

20. 有料老人ホームの経営
 21. 要介護者および高齢者の搬送事業
 22. 給食、配食事業
 23. 薬局、病院、老人ホーム、医療・介護・福利厚生施設ならびにスーパーマーケットの経営、業務委託および業務に関するコンサルティング事業
 24. 経営コンサルタント事業
 25. 教育および講習会、研修会等の開催事業
 26. 書籍の企画、出版および販売
 27. 一般乗用旅客自動車運送事業
 28. コンビニエンスストア、ドラッグストアのフランチャイズ事業
 29. 紹介斡旋事業
 30. 総合広告代理店業
 31. 各種情報媒体による通信販売および情報提供サービス業務
 32. 会社運営上必要な事業を目的とする他会社に対する投資
 33. 保育園の運営
 34. 1乃至33に掲げる事業に付帯関連する一切の業務
- (2) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導
- (3) 第1号1乃至33に掲げる事業
- (4) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある時は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者

をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、8名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は当社を代表し、当社の業務を執行する。

2 前項のほか、取締役会はその決議によって、当社を代表する代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長とな

る。

- 2 取締役会長に欠員もしくは事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であら

じめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

第31条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

2 執行役員に関する事項は取締役会において定める取締役会規程および執行役員規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第32条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員および監査等委員会の設置)

第33条 当社は監査等委員および監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の選任は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当)

第42条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 剰余金の配当には利息を付けない。